



運賃・料金が変わりました

～公示運賃額が新しくなり 幅運賃制度がなくなります～

貸切バス事業においては、近年ドライバーの人手不足が深刻化しています。現状の社会経済情勢に見合った運賃・料金を収受できるようにすることで、貸切バス事業者によるドライバーの待遇改善や安全投資への取り組みを一層促進するため、今般、国土交通省は公示運賃を見直すとともに、幅運賃制度を撤廃し、基準運賃を下限額とする見直しを行いました。

貸切バス事業者にとって重要なパートナーである旅行業者の皆様、利用者のお客様にご理解いただくとともに、適正な運賃取引をお願いいたします。

適正な運賃で安全・安心な貸切バスを利用しましょう！

新たな公示運賃

施行・令和5年8月25日

① 貸切バス事業者が国に届け出る公示運賃額が変わりました

・各運輸局別の公示運賃額（新下限額）

距離：1kmあたり単価(円)
時間：1時間あたり単価(円)

		北海道	東北	関東	北陸信越	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄
距離	大型車	140	170	160	150	140	160	190	140	140	200
	中型車	120	150	140	130	120	130	160	120	120	170
	小型車	100	130	120	110	100	110	140	100	100	140
時間	大型車	5,570	6,530	6,580	6,440	6,820	7,390	6,320	6,380	6,330	5,230
	中型車	4,700	5,520	5,560	5,430	5,760	6,240	5,330	5,380	5,350	4,420
	小型車	4,030	4,740	4,770	4,670	4,940	5,360	4,580	4,620	4,590	3,790

※車種区分の定義

大型：車両の長さ9メートル以上又は旅客席数50人以上

中型：大型車、小型車以外のもの 小型：車両の長さ7メートル以下で、かつ旅客席数29人以下

② 幅運賃制度がなくなります

新制度・・・下限額以上で運賃を決定（上限額の廃止）

旧制度・・・上限額～下限額の間で運賃を決定



**Q1**

なぜ、国はこのタイミングで貸切バスの運賃改定を行ったのですか。

A1

昨今のコロナ禍から回復する観光客の移動の足を確保するためには、ドライバーの確保が喫緊の課題です。運賃を改定し、ドライバーの待遇改善を図ってまいります。

Q2

幅運賃がなくなり、下限運賃のみになるが、上限はいくらでもよいか。
運送引受書に上限額を記載する必要はあるか。

A2

貸切バス事業者が届け出た下限額以上であれば、提供するサービスに見合った運賃を設定することが可能になります。運送引受書への記載も不要です。

Q3

新制度に移行する経過措置期間はあるか。また、経過措置期間に旧運賃で契約できるのはどれくらい先の運行までか。

A3

貸切バス事業者が新運賃に移行する前に旧運賃で合意した運送については、旧運賃を適用することが可能ですが。ただし、今回の運賃の見直し趣旨を踏まえると新運賃適用が望ましいので、長期の契約については、新運賃の適用をご検討いただきますようお願いします。

Q4

修学旅行等の学校行事は1年前くらいには決定することが多い。既に旅行会社が旧運賃で見積もりをしている学校行事の取扱いはどうなるのか。

A4

令和5年9月30日までに学校側と旅行業者との間で旅行を催行する旨の合意がなされていれば、貸切バス事業者と旅行業者との間で契約を締結する際に、貸切バス事業者が当該旅行にかかる運送について旧運賃を適用することを了承した場合には、旧運賃での運送が可能です。

Q5

交替運転者の配置料金も変わりますか。

A5

交替運転者の配置料金も運賃同様に、現状の社会経済情勢に見合った料金に変更になりました。

貸切バス事業者安全性評価認定制度について

全国に広がる セーフティバスをぜひ、ご利用下さい。



貸切バスは日本バス協会加盟のバス事業者をご利用を！
～バスの側面に貼ってあるNBAステッカーが目印です～



一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の標準適用方法

第1 車種区分

大型車、中型車、小型車の3区分とし、区分の基準は次のとおりとする。

　　大型車……車両の長さ9メートル以上又は旅客席数50人以上

　　中型車……大型車、小型車以外のもの

　　小型車……車両の長さ7メートル以下で、かつ旅客席数29人以下

第2 運賃

1. 運賃の種類

運賃の種類は、時間・キロ併用制運賃とする。

2. 運賃の計算方法

運賃は、以下の計算方法により計算した額を合算する。

(1) 時間制運賃

① 出庫前及び帰庫後の点呼・点検時間（以下「点呼点検時間」という。）として、1時間ずつ合計2時間と、走行時間（出庫から帰庫までの拘束時間をいい、回送時間を含む。以下同じ。）を合算した時間に1時間あたりの運賃額を乗じた額とする。

ただし、走行時間が3時間未満の場合は、走行時間を3時間として計算した額とする。

② 2日以上にわたる運送で宿泊を伴う場合、宿泊場所到着後及び宿泊場所出発前の1時間ずつを点呼点検時間とする。

③ フェリーボートを利用した場合の航送にかかる時間（乗船してから下船するまでの時間）は8時間を上限として計算することとする。

(2) キロ制運賃

走行距離（出庫から帰庫までの距離をいい、回送距離を含む。以下同じ。）に1キロあたりの運賃額を乗じた額とする。

(3) 運賃計算の基本

① 運賃は、車種別に計算した金額の下限額以上とする。

② 運賃は、営業所の所在する出発地の運賃を基礎として計算するものとする。

3. 運賃の割引

(1) 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法の適用を受ける者の団体

に対する割引については、届け出た運賃の下限額を下回らない額を限度とする。

- (2) 学校教育法による学校(大学及び高等専門学校を除く)に通学又は通園する者の団体に対する割引については、届け出た運賃の下限額を下回らない額を限度とする。
- (3) 2以上の割引条件に該当する場合はいずれか高い割引を適用し、重複して運賃の割引をしない。

第3 料金

1. 料金の種類

運送に伴う料金の種類は、深夜早朝運行料金、特殊車両割増料金及び交替運転者配置料金とする。

2. 料金の適用

(1) 深夜早朝運行料金

22時以降翌朝5時までの間に点呼点検時間、走行時間（回送時間を含む）が含まれた場合、含まれた時間に係る1時間あたりの運賃及び交替運転者配置料金の1時間あたりの料金については、2割の割増を適用する。

(2) 特殊車両割増料金

次の条件を有する車両については、設備や購入価格等を勘案した割増率を適用することができる。

- ① 標準的な装備を超える特殊な設備を有する車両。
- ② 当該車両購入価格を座席定員で除した単価が、標準的な車両購入価格を標準的な座席定員で除した単価より70%以上高額である車両。

(3) 交替運転者配置料金

法令により交替運転者の配置が義務付けられる場合、その他、交替運転者の配置について運送申込者と合意した場合には、届け出た交替運転者配置料金の下限額以上で計算した額を適用する。

なお、交替運転者が交替地点まで車両に同乗しない場合であっても、同乗したものとして料金を適用するものとする。

第4 端数処理

- (1) 走行距離の端数については、10キロ未満は10キロに切り上げる。
- (2) 走行時間の端数については、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間に切り上げる。

第5 旅客より收受すべき運賃・料金及び運賃・料金の表示方法

- (1) 運賃の計算方法により算出される運賃と料金を併算した額に消費税法等に基づく税率を乗じ、1円単位に四捨五入した消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を含めた運賃・料金の総額を收受する。
- (2) 対外的に示す運賃・料金はそれぞれ消費税額及び地方消費税額を含んだ額を表示する。

第6 実費負担

ガイド料、有料道路利用料、航送料、駐車料、乗務員宿泊料その他旅客の求めにより運送以外の経費が発生した場合には、その実費を旅客の負担とする。